内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成27年9月30日

内閣共済組合代表者
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第13条第1号中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

(1)　長期組合員　次号から第5号までに規定する組合員以外の組合員

(2)　短期組合員　法第72条第2項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

(3)　船員組合員　船員保険の被保険者である組合員

(4)　継続長期組合員　法第124条の2第1項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(5)　任意継続組合員　法第126条の5第1項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第4条の3第1項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第1項」を「第50条第1項」に改める。

第17条第1項中「第52条」を「第51条」に改める。

第29条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第32条第1項中「第1号の2及び第4号並びに第6項」を「第2号及び第4号並びに第7項」に、「第42条第1項」を「第40条第1項」に、「第42条の2第1項」を「法第41条第1項」に改め、同条第2項中「第99条第5項若しくは第7項」を「第99条第6項若しくは第8項」に改め、同条第5項中「第99条第2項第2号」を「第99条第2項第3号」に改める。

附則第6条中「第52条」を「第51条」に改める。

この変更は、平成27年10月1日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十七年十月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月三十日
掲載頁　一三九頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年五月十一日
掲載頁　六十頁（号外第一〇四号）

平成二十七年十一月十一日
東京都中央区築地一丁目十三番一号
（甲）株式会社電通ｉＸ
代表取締役社長　得丸　英俊
東京都中央区築地五丁目六番十号
（乙）アイソバー・ジャパン株式会社
代表取締役　内永　太洋

合併公告

左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしましたので公告します（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月二十四日
掲載頁　五十一頁（号外第一六七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月二十四日
掲載頁　七十四頁（号外第一六七号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月二十三日
掲載頁　三十六頁（号外第一六五号）

平成二十七年十一月十一日
東京都港区南麻布三丁目二〇番一号
（甲）株式会社プレミアムエージェンシー
代表取締役　大坪　真治
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）株式会社デジタルハーツ・ビジュアル
代表取締役　平　寛仁
東京都港区南麻布三丁目二〇番一号
（丙）株式会社Ｇ＆Ｄ
代表取締役　笠間信一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.fujita-kanko.gr.jp/canalci tyfukuokawashingtonhotel/koukoku.html
（旧商号キャナルシティ・福岡ワシントンホテル株式会社にて掲載。）

（乙）http://www.fujita-kanko.gr.jp/nagasaki washingtonhotelservice/koukoku.html

平成二十七年十一月十一日
東京都文京区関口二丁目一〇番八号
（甲）ＷＨＧ西日本株式会社
代表取締役　奥立　正人
長崎県長崎市新地町九番一号
（乙）株式会社長崎ワシントンホテルサービス
代表取締役　岡田　哲

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は、解散することにいたしました。

効力発生日は、平成二十八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十七年十月二十九日に終了しております。

また、甲は平成二十八年四月一日以降、商号を株式会社日立金属ネオマテリアルと変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりであります。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月十三日
掲載頁　一四一頁（号外第一五六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十九日
掲載頁　六十九頁（号外第一三七号）

平成二十七年十一月十一日
大阪府吹田市南吹田二丁目一九番一号
（甲）株式会社ＮＥＯＭＡＸマテリアル
代表取締役　平野　健治
鹿児島県出水市緑町五〇番八号
（乙）株式会社日立金属ナノテック
代表取締役　佐竹　一郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社インタラック（乙、住所東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号）の北日本カンパニー（札幌支店、盛岡支店、仙台支店）に属する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年五月一日
掲載頁　六十頁（号外第一〇一号）

平成二十七年十一月十一日
岩手県盛岡市中央通一丁目一一番一七号
株式会社インタラック北日本
代表取締役　佐藤　安則